

公立大学法人宮崎公立大学地域連携・防災研究センター等業務従事職員に関する規則

平成19年4月1日

規程第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学短時間勤務職員就業規則に定めるもののほか、地域連携・防災研究センター、学生支援センター及び交流センター（以下「地域連携・防災研究センター等」という。）業務に従事する職員（以下「短時間勤務職員」という。）の職務、勤務時間等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 短時間勤務職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の生活や活動にかかわる様々な課題等を調査研究すること
- (2) 地域連携・防災研究センター等の施設管理運営に関すること
- (3) 地域連携・防災研究センター及び交流センターの業務活動に関すること
- (4) 地域連携・防災研究センター及び交流センターと事務局等との連絡に関すること
- (5) その他理事長が必要と認める業務

(給与)

第3条 短時間勤務職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 主に第2条第1号及び第2号の業務を行う短時間勤務職員の給与は、月額215,300円とする。
- (2) 主に第2条第1号及び第2号の業務を行う短時間勤務職員以外の短時間勤務職員（以下「その他の短時間勤務職員」という。）の給与は、月額139,200円とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、身体障がい者手帳の交付を受けているその他の短時間勤務職員の給与は、月額168,800円とする。

(勤務時間等)

第4条 勤務を要する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、これらの曜日が常勤の職員の休日に当たるときは、休日とする。

2 勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 主に第2条第1号及び第2号の業務を行う短時間勤務職員の勤務時間は、午前9時15分から午後4時までとする。
- (2) その他の短時間勤務職員の勤務時間は、午前8時30分から午後3時15分までとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、身体障がい者手帳の交付を受けているその他の短時間勤務職員の勤務時間は、午前8時30分から午後3時30分までとする。

3 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長は必要があると認める場合は、勤務を要する日及び勤務時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年12月26日から施行し、改正後の地域研究センター等業務従事職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の地域研究センター等業務従事職員に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年12月23日から施行し、改正後の地域研究センター等業務従事職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、同年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の地域研究センター等業務従事職員に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。